

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)の骨子 ～教育の無償化・負担軽減について～

安定財源として、消費税率引上げ(2019年10月)による財源を活用し、新たに生まれる1.7兆円程度を、教育の無償化措置(※)の実行等に充当

※現行消費税法の規定する使途に基づき、少子化対策としての位置付け

幼児教育

- 3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化
 - ※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度の利用者負担額を上限
 - ※幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲については、来年夏までに結論
- 0歳～2歳児は、当面、非課税世帯を対象として無償化

⇒ 2020年4月から無償化を全面的に実施(2019年4月から一部スタート)

高等教育

- 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(大学等)について、所得が低い家庭の子供たちに限って無償化を実現

- ① **授業料の減免**：住民税非課税世帯の子供たちに国立大学の授業料・入学金を免除、私立大学の場合、平均授業料の水準を勘案して一定額を加算
- ② **給付型奨学金**：学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置

※支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税に準ずる世帯の子どもたちにも段階的に支援

- 支援対象について要件を設定

- ① **支援対象者**：高校在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲を確認。進学後の学習状況(単位数の取得、GPA、処分等)に応じ、一定の要件に満たない場合は支援を打ち切り
- ② **対象大学等**：学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等を対象(実務経験のある教員による科目の配置、外部人材の理事の任命(一定割合超)、厳格な成績管理、財務・経営情報の開示)

⇒ 2020年4月から無償化を実施(詳細部分は検討を継続し、来年夏までに一定の結論)
併せて、生活困窮世帯等の子どもの学習支援を強化し、大学進学を後押し
中間所得層のアクセスの機会均等について検討を継続(豪・HECS等を参考)

高等学校教育

- 年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現

⇒ 2020年度までに政府全体として安定的な財源を確保しつつ実現 ※本措置は、消費税の増収を充当するものではないため、安定的な財源の確保が別途必要

リカレント教育

- リカレント教育を抜本的に拡充するとともに、誰もが幾つになっても、新たな活躍の機会に挑戦できるような環境整備を、雇用保険制度等の活用も含めて、来年夏に向けて検討

※本措置は、消費税の増収を充当するものではないため、安定的な財源の確保が別途必要